低未利用土地等確認書の交付のための提出書類及びチェックリスト一覧表

令和2年7月1日~ 令和4年12月31日譲渡分

番号	チェック項目	チェック欄	提出書類	適用条件	備考
1	土地売買の内容につ いて確認するもの		別記様式①-1	売買契約書と照合し、申請者が売主(個人)であること、申請地が売買地であること、譲渡日が間違いないことを確認する。	en en
2	特例措置の対象にな る取引内容について 確認するもの		売買契約書の写し	土地の譲渡日(売買日)がR2.7.1~R4.12.31に行われたことを確認する。 また、譲渡価格(売買価格)が500万円以下であることを確認する。	
3	低未利用土地等であることを確認するもの (いずれか一つ確認できることが条件)			市が運営する空き地・空き家バンクはない。 宅地建物取引業の資格を有する者が運営しているもの であることを確認する。	
			②宅地建物取引業者 が、現況更地・空き 家・空き店舗である旨 を表示した広告	広告を出している者が、宅地建物取引業の資格を有していることを確認する。	
			③電気、水道またはガ スの使用中止日が確認 できる書類	電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも 1 ヶ 月以上前であることを確認する。	支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写しまたはクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が確認できるもの)等
			④別記様式①-2	宅地建物取引業者が間違いなく記載したものであることを確認する。 譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合、譲渡後に建物等を建ててより高度な利用意向があれば低未利用土地に該当するものとする。	①~③の書類を提出できない場合に使用する。
			※農業委員会による確 認	農地法第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当することを確認する。 (現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められることまたは農業上の利用程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)	申請地が農地の場合に限る。
4	譲渡後の利用につい て確認するもの (いずれかの様式で 確認すること)		別記様式②-1	必要事項がすべて記入されていることを確認する。 特に買主による署名がなされていることを確認する。 譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合は、 譲渡後に建物等が立つかどうかを確認する。	宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合はこちら の様式を使う。
			別記様式②-2	必要事項がすべて記入されていることを確認する。 特に買主による署名がなされていることを確認する。 譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合は、 譲渡後に建物等が立つかどうかを確認する。	宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合 はこちらの様式を使う。
			※別記様式③	必要事項がすべて記入されていることを確認する。 譲渡前の利用用途が「コインパーキング」の場合は、 譲渡後に建物等が立つかどうかを確認する。	別記様式②-1及び②-2を提出できない場合に限り、 別記様式③でも確認可能とする。
5	土地等の所有期間に ついて確認するもの		申請のあった土地等に 係る登記事項証明書	売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えていることを確認する。	相続を受けた土地等の場合は、相続前の所有期間を含めます。